

船橋市北部地区菊花愛好会会則

- 一 本会は船橋市北部地区菊花愛好会と称し、広く市民の菊花栽培の普及向上と会員相互の親睦をはかり、市の美化に寄与することを目的とする。
- 二 本会事務所を会長宅におく。
- 三 本会は菊花愛好者を以って組織する。
- 四 本会は左記の事業を行う。
 - イ 菊花展示会の開催
 - ロ 栽培技術の向上と普及指導
 - ハ 苗の分譲と交換会
 - ニ 会報の発行
 - ホ その他本会の目的を達成する必要な事項
- 五 本会の会員は次の通りとする。
 - イ 普通会员 ロ 名誉会員名誉会員は、会に貢献の有った人で運営委員会が推薦し総会で認めた者。会費不要とするが会の運営に対して発言は出来るが議決権は認めない。但し展示会には出品できる。
- 六 本会は次の役員を置く。

会 長	一名
副 会 長	一名
運営委員長	一名
副運営委員長	二名
副運営委員長	二名
副運営委員長	二名
会計担当	二名
運営委員	若干名
監査	二名
- 七 役員の選任
 - イ 会長は総会にて選任する。
 - ロ 副会長は総会の承認を得て会長が指名する。
 - ハ 運営委員は総会において本会入会三年以上在籍する会員より選任し、会長が指名する。
 - 二 運営委員長、副運営委員長は運営委員の中で互選により決定する。
- 八 役員の任期は一期二年とする、但し再任は妨げない。
 - イ 役員は次の業務を行う
 - イ 会長は本会を代表し、本会業務を総括する。
 - ロ 副会長は会長を補佐し、会長に事ある時は、その職務を代行する。
 - ハ 運営委員長は運営委員会を招集し、会の運営にあたる。
 - 二 副運営委員長は運営委員長を補佐し、委員長に事ある時はその職務を代行す。
- 九 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は運営委員会が推薦し会長が委託する。
 - イ 顧問は各会合が必要とした時は出席発言できる。
- 十 一定時総会は年度始めから一ヶ月以内に開催する。臨時総会は会員の三分の一以上又は運営委員会の過半数が必要と認めた時は臨時総会を招集しなければならない。各会議は、過半数の出席（委任状を含む）を以って成立とし、出席の過半数を持つて議決とする。
- 十一 又秋には展示会の為の全員の準備会を運営委員会が招集する。

- 十二 会費は年間四千円とする。但し、新入会員は半額の二千円とする。
- 十三 会員で本会に功労の有った者は総会の決議により表彰する。
- 十四 次の条項に該当する者は総会の決議により除名処分とする。
- イ 会員たる業務を怠った者。
 - ロ 本会を利用し個人の利得を目的とした行為が有った者。
 - ハ 理由も無く三年以上展示会に出品せぬ者。
 - ニ 本会の会務運営を妨げる行為があつた者。
 - ホ 会員名簿を会の承諾を得ずに関係者以外に提供した者。
- 十五 会の備品を会の行事以外に使用するときは、事前に会に使用届を提出し運営委員会の了解を得る事と同時に使用料を会に納入する。使用料は別途定める。
- 十六 本会は、会員とその配偶者死亡の時 金一万円）その他同居親族は 金五千円）を贈り弔意を表す。
- 十七 その他疑義がある時は運営委員会又は正、副運営委員長で協議して決める。
- 十八 本会の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日とする。

以上。